

償却資産申告書・給与支払報告書 提出は1月31日(金)まで

◎償却資産申告書

個人・法人を問わず、事業用の償却資産を所有している方は、今年の1月1日現在の資産状況を1月31日(金)までに住民課へ申告してください。

償却資産とは、土地および家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額(費)が、所得の計算上、損金または必要経費に算入されるものです。

- 具体的には
- ・構築物
- ・広告設備、看板、舗装路面、厨房設備など
- ・機械および装置
- ・印刷機、ボイラー、コンベア、集材機など
- ・車両および運搬具
- ・フォークリフト、特殊

自動車などで自動車税・軽自動車税を課税されていないもの

- ・工具・器具および備品
- ・家具(事務机・応接セットなど)・機械加工用具・作業工具・金庫・自動車販売機など

①提出書類

申告書・種類別資産明細書

②課税標準額

今年の1月1日現在の償却資産の価格で課税台帳に登録された価格です。

③免税点

課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。

④税額

課税標準額に100分の1・4(税率)を乗じて算出されます。

⑤少額減価償却資産の範

困

耐用年数が1年未満または取得価格が10万円未満のもので、一時に損金算入などしているものおよび取得価格が20万円未満のものを3年間で一括償却しているものは課税対象にはなりません。

◎給与支払報告書

各事業主の方は、令和元年中に支払った給料・賞与・手当などを取りまとめた給与支払報告書を1月31日(金)までに住民課へ提出してください。

また、従業員の個人住民税は、給与から差し引く特別徴収を行うこととされています。ただし、つぎの理由に該当し、特別徴収を行えない従業員分の給与支払報告書の適用欄には必ずつぎの符号を記載してください。

- 〔符号〕：理由
- 普A：総従業員数が2人

以下

普B：他の事業所で特別徴収

普C：給与が少なく税額が引けない

普D：給与の支払いが不定期

普E：事業専従者(個人事業主のみ対象)

普F：退職者または退職予定者(5月末日まで)

■青梅税務署職員による出張申告相談

〔日時〕2月13日(木)
相談の受付時間は午前10時～11時頃、午後1時～2時30分頃
(会場の混雑状況によっては、午前・午後とも早めに締め切ることがありますので、ご了承ください)

■町職員による

申告の相談・受付

〔期間〕2月17日(月)～3月16日(月)
〔受付時間〕午前9時～11時、午後1時～4時
〔会場〕役場会議室
ただし、つぎのような場合は、相談・受付ができません。

○土地や建物、株式などの譲渡所得や山林所得がある方(申告書などを作成済みで提出のみの場合は受付けません)

○事業所得(営業等・農業)または不動産所得がある方で青色申告決算書または収支内訳書の記入が済んでいない方

○住宅借入金等特別控除を初めて申告する方

○過年分の確定申告

※問い合わせは、住民課
☎83・2190

カット

申告についてのお知らせ
詳しくは2月号で